

(別添1)

令和4年度老人保健健康増進等事業

新興・再興感染症や災害発生時における介護保険サービス提供継続に関する調査研究事業

株式会社日本能率協会総合研究所

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により介護サービス従事者も感染し、事業所自体が休業を強いられ、他の事業所にサービス提供を依頼する状況などが発生した。このように新興・再興感染症や災害発生時においては、自事業所の業務継続計画に基づく対応だけでなく、地域の他の事業所との連携・協力は欠かすことができない。

特に、訪問看護は、疾患に対する処置や薬剤の管理などの情報の取扱いや、医師の指示書の交付の方法などの取扱いを含む事前の連携・協力体制、取り決め事項の整備が必要であり、医師、介護サービス提供者など関係者を有機的に結び付ける機能を果たしうる位置にある。

弊社では、令和2年(2020)度の当事業において、「地域における中小規模の訪問看護事業所の機能強化および事業所間連携の推進に関する事業」で、新型コロナウイルス感染症が拡大している令和3年1月に、訪問看護事業所にアンケート調査(抽出・4,000事業所対象)を実施し、連携体制整備状況について把握を行っている。新型コロナウイルス感染症を踏まえた訪問看護事業所間による連携体制の整備状況は、「連携体制が(一部)整備されている」25.1%、「準備段階」31.5%、「未着手」31.7%、「知らない」11.7%と7割以上が整備されていなかった。また、地震や洪水など自然災害時の連携体制は、自然災害が発生しやすい国であるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症を上回る9割弱が未だ整備されていない状況にあることが明らかとなった。連携の必要性を感じつつも連携体制の整備を困難なものにしている原因は、「連携に関する情報が不足している」「調整・合意形成に時間がかかる」「運用ルール具体化に時間がかかる」こと等をあげており、日々の事業に忙殺される事業所が、自ら旗振り役となって連携を推進するには限界がある。事業所間の連携には、事業所間の状況を踏まえ調整できるコーディネータ役が必要であろう。

コーディネータ役は、保険者である自治体が担うことが適切と思われるが、自然災害時の連携体制整備における自治体の参加状況は2割弱、発案者としては1割に留まっており、新型コロナウイルス感染症に至っては、参加は1割弱、発案者としては数%と、低い関与状況であった。保険者である自治体は、主体的に積極的に連携体制の整備に関与し、有事にあっても、介護保険サービスが継続して提供されるよう、体制を整備構築することが求められる。

そこで、本事業では、自治体及び訪問看護事業所を対象に新興・再興感染症や災害発生時における地域の介護保険サービス事業所間の連携・協力体制の整備状況等についてアンケート調査を実施し、整備の進捗状況について把握を行った。また、先行的な取組事例を収集し、地域における連携体制整備を進めるための手引きを作成するとともに、連携の中心的役割を期待される訪問看護事業所やそれを支援する自治体等が協力し、介護サービス事業所間の連携・協力体制整備ができるよう、作成した手引きを踏まえた研修会を開催した。